

## 木材の調達基準に係る検討体制

木材の調達基準に係る議論に当たっては、以下の者の参加を得て「持続可能な調達ワーキンググループ」を開催する。

## 【特別委員】

天野 正博	早稲田大学 人間科学学術院人間環境科学科 名誉教授
富山 洋	全国森林組合連合会 参事兼組織部長
肥後 賢輔	全国木材組合連合会 木材利用拡大推進本部 統括部長
岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
河野 康子	一般財団法人 日本消費者協会 理事

## 【オブザーバー】

長野 麻子	林野庁 林政部 木材利用課長
-------	----------------



## 木材の調達基準の検討について

総務局 持続可能性部

2018年9月25日

### 木材の調達基準に係る検討について

- 熱帯産木材を中心に、木材を巡る最新の状況を把握するためのヒアリングを実施。今後、10月中のとりまとめを目指して、意見交換を実施。

日時	内容	ヒアリング対象等
7月3日	木材を巡るリスクに関するヒアリング	レインフォレスト・アクション・ネットワーク、ウータン森と生活を考える会、靱井まり氏
7月30日	生産国における持続可能な森林管理に向けた取組や森林認証に関するヒアリング	IGES、日本森林技術協会、全国木材検査・研究協会、FSC、PEFC
8月24日	国内の関係事業者の取組に関するヒアリング	木材輸入事業者（2社）、日本合板工業組合連合会、日本型枠工事業協会
9月25日	意見交換	
日程未定	意見交換（とりまとめ）	

## 木材の調達基準に係る検討について

- ヒアリングの結果得られた情報の整理については、別紙（A3版）のとおり。
- リスクとして、生産国の汚職、先住民族の権利や生物多様性、パーム農園等の開発に由来する森林減少等に関する課題が挙げられた。また、認証制度が不十分とする指摘もあった（ただし、指摘事例は認証制度の苦情窓口に申立されていなかった）。これらのリスクを踏まえて、認証頼みではなく、追加的なデュー・ディリジェンスが必要とのご意見があった。
- 一方、木材生産国においては、環境面や社会面の要素を含め、合法性や持続可能性を確認する仕組みの構築が進んできていること、さらに、民間の森林認証制度、企業努力によるデュー・ディリジェンス、クリーンウッド法に基づく登録など、各ステークホルダーが様々な形（アプローチ）で持続可能性に配慮した森林管理・木材調達に取り組んでいることが確認された。

## 木材の調達基準に係る検討について

- ヒアリングで得られた最新の状況に係る情報を踏まえると、調達基準に反した木材が日本に輸入されるリスクは高くなく、かつ、より下がっていく方向にあるのではないかと。そうした中で、基本的には、現行の調達基準及び通報受付窓口を適切に運用することで、持続可能な木材を調達することができるのではないかと。（これ以上のデュー・ディリジェンスを行うのに必要な追加的コストに見合った効果が期待できるか）
- また、これまで持続可能性を意識した調達の取組が進んでいなかった事業者においても、今回の調達基準の策定をきっかけに、持続可能な木材調達に取り組むことにより、持続可能性に対する意識・理解の向上や具体的な対応ノウハウの蓄積など、すでに前向きな変化が見られる中で、調達基準を追加・修正することによる効果の有無も考慮する必要。
- 一方で、調達基準策定時に想定していなかったものとして、パーム農園等の開発に由来する木材の扱いについて検討が必要ではないかと。

東京2020組織委員会では、木材の持続可能性に関する課題や、持続可能な森林管理・木材調達に係るステークホルダーの取組等について、最新の状況を把握するため、持続可能な調達ワーキンググループにおいてヒアリングを実施。(2018年7月3日、7月30日、8月24日)

## 木材を巡るリスクや課題、デュー・ディリジェンス (DD) の考え方等について (特に熱帯木材を想定)

- ・ 林業セクターにおける汚職・腐敗 (CPI50以下の国・地域は高リスク)
- ・ 先住民・地域住民との土地紛争 (ある企業では数百件の土地紛争)
- ・ 生物多様性や泥炭地破壊のリスク
- ・ 森林減少となる皆伐 (パーム農園の違法な開発など)
- ・ 日本市場の違法伐採材の推定輸入率12% (妥当性を検証できない数値であることに留意)
- ・ 認証の監査はサンプルチェックで不完全
- ・ PEFCは先住慣習権や生物多様性の面で認証として不十分 (例: アナップ・ムブット森林管理区に係る指摘)。FSCは、ガバナンスが脆弱な地域において先住民や小規模農家の権利に注意が必要
- ・ 認証製品に使える管理材・管理木材の基準の確認が必要 (例: ロングジェイク村やハート・オブ・ポルネオの森林が低リスク評価)
- ・ 評判の悪い認証機関の利用
- ・ 生産国の合法性証明制度 (インドネシアのSVLK) の課題 (現場の実態をチェックできていない等)
- ・ クリーンウッド法の合法性の範囲や合法性DDの要求事項 (書類不正リスクの評価) が不明確
- ・ デュー・ディリジェンスは、情報へのアクセス、リスクアセスメント、リスク緩和措置のプロセス (参考: 製紙連合会のDDのフローチャート)
- ・ 組織として「リスクが無視できる」と納得できるまで確認を続け、そのレベルに達しない場合は代替案を選択
- ・ 強いリスク緩和措置としては、現地監査や認証材・証明材の購入、サプライヤー代替
- ・ リスクの評価・緩和プロセスを説明できることが必要
- ・ 特にガバナンスに課題のある国・地域については、認証頼みでなく追加的なデュー・ディリジェンス (調達元・伐採地の情報を得てリスク評価と確認の実施) が必要
- ・ FPICの明確化、森林減少や汚職問題への対処、グループ企業の評価が必要
- ・ 再利用の型枠合板についてもすべての基準を確認
- ・ 国産針葉樹の合板利用を推進すべき

## 木材生産国 (インドネシア、マレーシア) における持続可能な森林管理に向けた取組について

- ・ 合板の原料となるのは、天然林択伐材、プランテーション造成時の皆伐材、産業植林木、住民林業の植林木など
- ・ インドネシアでは、政府による持続的森林管理認証制度 (PHPL) 導入。合法性証明制度 (SVLK) に統合し、義務化。FSC認証の取得も増加。
- ・ SVLKはEUの合法性基準 (環境・社会面の要素を含む) を満たすものとして認定 (FLEGTライセンス)。豪州やカナダも承認。
- ・ マレーシアのサバ州・サラワク州・半島部は、それぞれ木材合法性証明システムを構築。サバと半島部はEUからライセンス発行。サラワク州は森林割当や第三者監査等で課題がある模様で、まだEUからのライセンスはなし。
- ・ マレーシアのサラワク州では、政府の指導により森林認証の取得を推進。
- ・ 天然林択伐では、資源量や地域社会の調査、コミュニティとの合意、低インパクト伐採等の取組が進んでいる。
- ・ 合板メーカーも、調達する原木の合法性や住民紛争等の確認に取り組んでいる。

## 森林認証制度について

### 【PEFC】

- ・ 管理材とするには、持続可能性に関わる様々な観点からDDすることを要求
- ・ 認証審査に疑義があれば、具体的な根拠を付して申立が可能 (アナップ・ムブット森林管理区、ロングジェイク村、ハート・オブ・ポルネオに関する苦情は提出されていない)
- ・ 中立性の高い評価として、英国政府やオランダ政府は、PEFCがFSCと同レベルであると評価
- ・ 認証以上の追加確認を求めても、専門の認証機関以上に客観的な確認を行うことは困難。コストと効果を踏まえた冷静な議論が必要

### 【FSC】

- ・ 管理木材は5つの項目で低リスクでないと使えない
- ・ 課題解決のアプローチとして、認証機関に対する強力な監視・監督、紛争解決プロセスの整備
- ・ グリーンピース・インターナショナルのメンバーシップ離脱については、ガバナンスの低い地域でのアプローチを変えるべきという考えがあった模様

## 木材輸入企業の取組について

### 【A社】

- ・ FSC認証材を取り扱い。FM認証材や工場も視察。
- ・ FSCの認知度が低い。認証材に特別な性能はない中で、イメージ戦略でアピール。認証のコストをだれが負担するかという問題あり。

### 【B社】

- ・ 持続可能性に配慮した木材の調達は、CSR重要課題の1つ。CSR中期計画で進捗管理
- ・ 責任ある木材調達の方針に基づき、デュー・ディリジェンスを実施
- ・ 組織的にリスク評価やリスク低減措置を推進 (サプライヤーアンケート、現地トレーサビリティ調査等)
- ・ クリーンウッド法に基づく登録

## 国産の針葉樹型枠合板について

### 【合板製造事業者】

- ・ 原木には、国産材の針葉樹のほか、ロシア材を使用するものもある。
- ・ 品質は以前よりかなり改善。マンション施工による試験では、ラワン合板と比べて遜色ない品質・性能を確認

### 【型枠工事事業者】

- ・ 大会関係施設の工事に参加する型枠施工事業者は、多大な時間・労力を費やして、調達基準に合致した型枠合板を選定・管理
- ・ 工事量や工程、コストを踏まえて使用する合板を決める。
- ・ 国産合板は、強度や水分によるそり・割れ等で課題。転用回数も減る。精度に不安があるものは使いにくい。補強などに余分の手間がかかる。
- ・ 省資源の観点から、再使用品の利用は積極的に進めるべき。施工会社は少しでも転用率を上げるための努力をしている。
- ・ 認証を限定すると、使える資材が微量・高価なものだけになり、施工上大きな問題になり得ることを十分考慮すべき。



# 調達コードの実施状況について



## 調達コードの実施状況について

### <調達コードの普及>

- 事業者の理解・取組を促進するため、調達コードの項目ごとの背景や考え方、具体的な取組事例等を取りまとめた解説（日本語・英語）やQ&Aを作成し、組織委員会のウェブサイトに掲載。



#### 調達コードに関してよくあるご質問

- 調達コード全般**
- Q: 「持続可能性」とはどのような意味ですか。環境にやさしいという意味ですか。▼
  - Q: 東京2020組織委員会が「持続可能性に配慮した調達コード」を指定した背景は何ですか。▼
  - Q: 調達コードはどのような内容ですか。サプライヤーになることを希望する事業者は特にどこを読んでおくべきですか。▼
  - Q: 調達コードの「4.持続可能性に関する基準」については、すべて達成しなければいけないのでしょうか。▼
  - Q: 調達コードの短訳に具体的な取組事例が掲載されていますが、これと同じことを実行しなければならないのでしょうか。▼

- さらに、持続可能性に関連する様々な機会を活用し、調達コードの趣旨や内容について説明。

## 調達コードの実施状況について

### <サプライヤー／ライセンシーの取組状況の確認>

- サプライヤーやライセンシーになる事業者から、チェックリストの提出を受け、事業者の取組状況を把握。（チェックリストの作成を通じて、事業者の理解が深まる効果も意図。）
- コンプライアンスや汚染防止、労働環境に関する項目は特に注意。また、サプライチェーンへの働きかけの状況についても確認。
- サプライヤーやライセンシーと対話する機会を設け、事業者の取組状況をより正確に把握。また、調達コードの重要なポイントや通報受付窓口（過去大会の通報事例を含む）について説明し、サプライヤーやライセンシーの理解を促進するとともに、サプライチェーンとも協力して継続的に取り組むよう要請。
- 現在は、ライセンシー企業（約30社）を中心に個別ヒアリング（対話）を実施中。（大会エンブレムやマスコットデザインが使用されるライセンス商品の提供者である一方、中小企業の場合が多いため。）

## ILO（国際労働機関）との協力について

- 2018年4月26日に、東京2020大会の準備・運営を通じてディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進するための協力に関する覚書を締結。
- 2020年に向けて、主に以下のような事項について協力する予定。
  - (1) イベントの開催等を通じた企業の社会的責任ある労働慣行に関する啓発活動  
(→サステナビリティ・フォーラムの開催)
  - (2) 企業による社会的責任ある労働慣行に関する取組事例の収集・頒布
  - (3) 企業が社会的責任ある労働慣行を実践するためのセミナーの開催その他の技術的支援
  - (4) 社会的責任ある労働慣行について、企業等の理解や実践を促進するためのツールの頒布や開発  
(→組織委員会が参加する各種会議でILOのマテリアルを配布)

## 持続可能性報告書について

- 今後、持続可能性に関する報告書を3回作成する予定。
  - ・ 進捗状況報告書（2019年春）
  - ・ 大会前報告書（2020年春）
  - ・ 大会後報告書（2020年冬）
- 2019年春に作成予定の進捗状況報告書においては、調達コード関連として、以下の事項を中心に記載することを検討。
  - ・ 調達コードの普及・運用
  - ・ 木材の調達
  - ・ 通報受付窓口
  - ・ 調達コードと連動した動き

(参考)

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した運営計画」策定のタイムライン

